

熊本県における水産流通適正化法に係る届出事務処理要領

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（水産流通適正化法）に係る届出事務処理を次のとおりとする。

（趣旨）

第1条 本要領は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号。以下「法」という。）第3条に掲げる特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出及び第8条に掲げる特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（届出の対象者）

第2条 届出の対象者は、事務所等が一の都道府県の区域内にのみにある事業者かつ次に掲げる者とする。

- (1) 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者（以下「採捕事業者」という。）
- (2) 特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者（以下「取扱事業者」という。）

（届出の方法）

第3条 届出は、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用し、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 届出の対象者がeMAFFに直接入力
- (2) 届出様式及び添付書類を県に提出

（届出事項）

第4条 届出の事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 採捕事業者
 - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 譲渡の事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
 - ウ 採捕事業の対象の種類
 - エ 漁業法その他の関係法令の規定による採捕する権限の種類
 - オ 譲渡しの事業の対象の種類
 - カ 譲渡しを開始しようとする日

(2) 取扱事業者

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 事務所又は事業所の所在地
- ウ 取扱う種類

(届出様式)

第5条 届出のための様式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 採捕事業者が届け出る場合

特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出書（別記様式1（法第3条第1項関係））

(2) 取扱事業者が届け出る場合

特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出書（別記様式10（法第8条第1項関係））

(添付書類)

第6条 届出のための添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 採捕事業者が届出る場合

- ア 漁業許可証の写し、漁業権行使権を有することを証する書面
- イ 代理人が届出を行う場合は、委任状（参考様式）

(2) 取扱事業者が届出る場合

- ア 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款及び登記事項証明書
- イ 代理人が届出を行う場合は、委任状（参考様式）

(通知)

第7条 知事は、法第3条第1項又は法第8条第1項に基づく届出があった場合において、当該届出をした者が同項に規定する権限を有すると認めるときは、当該届出に係る番号を当該届出をした者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 届出た内容に変更（事業の廃止を含む。）が生じた場合は、法第3条第3項及び法第8条第2項に基づき、その日から2週間以内に変更の届出を行わねばならない。

(変更の届出様式)

第9条 変更の届出のための様式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 採捕事業者が届け出る場合

特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の変更・廃止届出書（別記様式2（法第3条第3項関係））

(2) 取扱事業者が届け出る場合

特定第一種水産動植物等取扱事業者の変更・廃止届出書（別記様式11（法第8条第2項関係））

(変更の届出の添付書類)

第10条 前項の届出に係る添付書類は、第6条に掲げるものの内、変更した事項に係る書類とする。

附 則

この要領は、令和4年11月30日から施行する。

別記様式1（法第3条第1項関係）

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出書

届出者の氏名又は名称
住所
（法人の場合）代表者の氏名
（代理人による場合）
代理人の氏名
代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ※氏名又は名称にはフリガナを記載してください。	
特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地	
採捕の事業の対象とする特定第一種水産動植物の種類	
漁業法その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限の内容	
譲渡しの事業の対象とする特定第一種水産動植物等の種類	
譲渡しの事業を開始しようとする日	

届出者の連絡先電話番号	
届出者のメールアドレス	

別記様式2（法第3条第3項関係）

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の変更・廃止届出書

届出者の氏名又は名称
住所
（法人の場合）代表者の氏名
（代理人による場合）
代理人の氏名
代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり変更（又は廃止）を届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ※氏名又は名称にはフリガナを記載してください。	
特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出をした年月日及び届出先	
通知された届出に係る番号	
変更した事項 ※廃止の場合は記入不要	
変更（又は廃止）の年月日	
変更の理由 ※廃止の場合は記入不要	

届出者の連絡先電話番号	
届出者のメールアドレス	

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出書

届出者の氏名又は名称

住所

（法人の場合）代表者の氏名

（代理人による場合）

代理人の氏名

代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 8 条第 1 項に基づき、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ※氏名又は名称にはフリガナを記載してください。	
事務所又は事業所の所在地	
取り扱う特定第一種水産動植物等の種類	
特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係る工場、店舗及び倉庫の所在地	

本書面を施行日前に提出する場合に、施行日に受理されること、また、施行日前に事務的に通知される番号については、施行日以降に通知されたものとして取り扱われることを承諾します。

届出者の氏名又は名称

届出者の連絡先電話番号	
届出者のメールアドレス	

別記様式 11（法第 8 条第 2 項関係）

年 月 日

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種水産動植物等取扱事業者の変更・廃止届出書

届出者の氏名又は名称

住所

（法人の場合）代表者の氏名

（代理人による場合）

代理人の氏名

代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 8 条第 2 項に基づき、次のとおり変更（又は廃止）届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ※氏名又は名称にはフリガナを記載してください。	
特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出をした年月日及び届出先	
特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出に当たり、農林水産大臣又は都道府県知事が通知した 7 桁の番号	
変更した事項 ※廃止の場合は記入不要	
変更（又は廃止）の年月日	
変更の理由 ※廃止の場合は記入不要	

届出者の連絡先電話番号	
届出者のメールアドレス	

(参考様式)

委任状

令和 年 月 日

熊本県知事 宛て

(代理人)

住所

氏名又は名称

(法人の場合) 代表者の氏名

電話番号

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

(委任事項)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）第3条及び第8条に係る届出に関する一切の権限

(委任者)

住所

氏名又は名称

(法人の場合) 代表者の氏名

電話番号